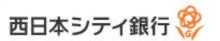
## **News Release**



平成 25 年 10 月 1 日

各 位

西日本シティ銀行

中期経営計画「New Stage 2011~元気よく~」 " 地域との共栄 "

> ~ 老朽・低未利用不動産の再生促進による地域の活性化への取組み~ 国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構との パートナー協定締結について

西日本シティ銀行(頭取 久保田 勇夫)は、中期経営計画「New Stage 2011~元気よく~」に掲げる"地域との共栄"の一環として、老朽・低未利用不動産の再生促進による地域の活性化に取組むことを目的に、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構(以下「Re-Seed機構」)(注1)と平成25年10月1日付でパートナー協定を締結しましたのでお知らせします。

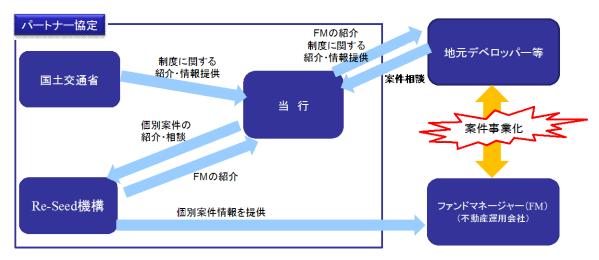
本協定は、国土交通省と環境省の共同事業である「耐震・環境不動産形成促進事業」(注2)と「改正不動産特定共同事業法」(注3)について、地方都市での活用促進を目的に地域金融機関との密接な協力関係を構築したいとする国土交通省と、地域活性化への積極的な取組みにより地域との共栄を目指す当行の考えが一致したことから締結したもので、協定書の内容については以下の通りです。

- (1) 相互の情報提供
- (2) 事業の活用が見込まれる案件の紹介
- (3) ファンドマネージャーの紹介 等

当行は、地域金融機関としてこの協定締結を通じて地域経済の発展に貢献するとともに、引き続き地域の活性化への取り組みを積極的に行ってまいります。

記

## 【パートナー協定スキーム図】



- (注1)、(注2)については環境不動産普及促進機構 HP(http://www.re-seed.or.jp/)をご参照ください。
- (注3) 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社(SPC・特例事業者)については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が6月に行われました(公布より6か月以内の施行)。

本件に関するお問合せ先

法人ソリューション部 北村・川副 TEL092-476-2741